

仕様書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧 500 円硬貨及び新旧 1000 円紙幣が使用できること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
- (2) 缶、ペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (3) 商品の具体的な構成については、甲との協議によること。
- (4) 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とし、建物内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、設置事業者の責任で回収、リサイクル及び周辺の清掃を行うこと。
- (3) 商品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、甲及び施設の指定管理者の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は、安全面に問題ないか定期的に確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、甲に報告すること。また、報告された売上実績は、甲において公表することがあること。

5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。